70歳以上のお客さまの

キャッシュカードの一部利用制限について

(特殊詐欺防止対策)

平素は、当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

昨今、高齢者のお客さまを ATM に誘導して、預金を振り込ませる振り込め詐欺や言葉巧みにキャッシュカードを騙し取り ATM で預金を引き出す詐欺事件等が多発しています。

当金庫では、このような被害を防止する対策として、下記のとおり、キャッシュカードのご利用を一部制限させていただきます。

大変ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切なご預金を悪質な犯罪からお守りするための 対応となりますので、何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1. 払戻限度額の一部利用制限について
 - (1)出金限度額について

70歳以上、過去1年間キャッシュカードによる出金取引を行っていない個人および個人事業主のお客様について、

キャッシュカードによる出金限度額を、「1 日 10 万円」とさせていただきます。

- (2)利用制限開始日 令和元年11月18日(月)
- 2. 振込限度額の一部利用制限について(平成30年1月22日より実施済) 70歳以上、過去1年間キャッシュカードによる振込取引を行っていない個人および個人事業主のお客様について、

キャッシュカードによる振り込みを、「〇円」とさせていただきます。

3. ご対象のお客様が利用制限の解除を希望される場合 窓口営業時間内に、キャッシュカードおよび本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)を ご持参のうえ、お申し出ください。

本件について、ご不明なことは窓口までお問い合わせください。

